

令和6（2024）年度～令和7（2025）年度

# 港区の監査概要



第22回港区観光フォトコンテスト2024入賞作品から

MINATO CITY



港区監査委員



# 監査委員とは

監査委員は、地方公共団体に必ず置かれる執行機関であり、区の事務執行の正否や適否をチェックし、住民や議会等に情報を提供します。監査委員は、区長の指揮監督から職務上独立し、公正で効率的な行政運営の確保に努める使命を担っています。

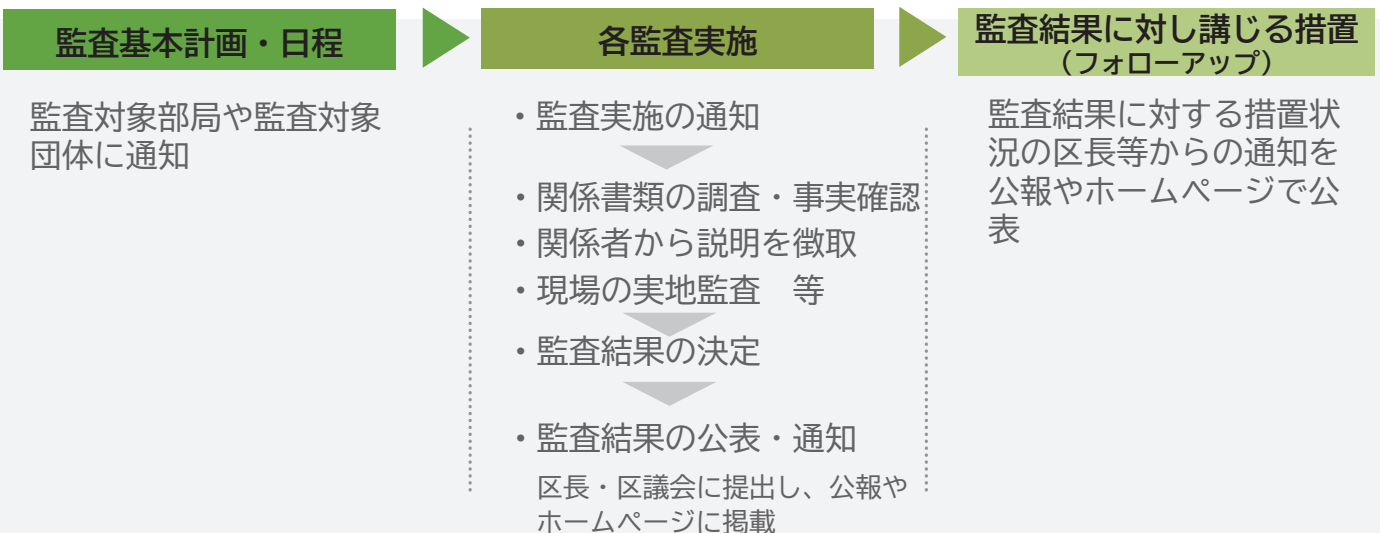
## 1 監査の基本

行政の合规性と効率性の確保という監査の目的を十分に認識し、事務事業や予算執行の適法性、正確性などの検証はもとより、住民福祉の増進やサービスの向上、安全安心の確保など区民の視点に立った監査を実施します。

## 2 主な監査の種類と概要

定期監査	前年度の予算執行や財務に関する事務全般について、適切な事務・管理がなされているかを監査します。
決算等審査等	区長からの付託に基づき、前年度の決算数値の正確性の検証や予算の執行について審査し、財務や事業等に関して意見を述べます。あわせて、健全化判断比率の数値について審査します。
内部統制評価報告書審査	内部統制評価が手続に沿って適切に実施され、内部統制が有効に機能しているかを審査します。
財政援助団体等監査	区の補助金交付団体や指定管理者等を対象に、出納その他の事務の執行が、補助金等の交付の目的に沿って、適正かつ効果的に行われているかを監査します。
随時（工事）監査	区が行う工事について、設計、積算、契約、工事監理などが適正かつ効率的に行われているかを技術面から監査します。
例月出納検査	会計管理者の権限に属する現金の出納について、毎月の計数を確認するとともに、事務処理の適法性について検査します。
住民監査請求	長や行政機関、職員による違法・不当な公金の支出など財務会計上の行為について、区民から監査請求があったものについて監査します。

### 監査事務の基本的な流れ



### 3 監査の視点



### 4 監査の実施概要

#### 《令和6（2024）年度の監査から》

監査区分	実施期間	関係部課等	監査項目・結果等
財政援助団体等 監査	10月～1月	14団体	【監査項目】 補助金、委託料等の適正な執行について 【指摘事項】 12件 【意見事項】 12件
随時（工事） 監査	12月～1月	施設課、 麻布地区 総合支所	【監査項目】 区が行う工事の適正な執行について 【指摘事項・意見事項】 なし
例月出納検査	毎月25日を中心とする 3日間	会計室	【検査項目】 ・一般会計 ・国民健康保険事業会計 ・後期高齢者医療会計 ・介護保険会計 ・特別区民税、国民健康保険料等の収納状況

#### 《令和7（2025）年度の監査から》（令和7年4月～11月）

監査区分	実施期間	関係部課等	監査項目・結果等
定期監査	4月～6月 （前期）	各総合支所、 みなと保健所 を除く各部局	【監査の主な観点】 ・現金、金券等管理事務 ・歳入事務 ・契約事務 ・支出事務 ・施設の安全管理 【指摘事項】 19件 【意見事項】 9件
	8月～10月 （後期）	各総合支所、 みなと保健所	
決算等審査等	7月～8月	会計室 財政課	【各会計決算等審査】 ・令和6年度港区各会計歳入歳出決算等の審査 ・審査した結果についての意見 【健全化判断比率審査】 ・令和6年度港区健全化判断比率の審査 ・審査した結果についての意見 （詳細は審査意見書を御参照ください。）
内部統制評価 報告書審査	7月～8月	内部統制評価 委員会	・令和6年度港区内部統制評価報告書の審査 ・審査した結果についての意見 （詳細は審査意見書を御参照ください。）

指摘事項・・・不適正な事務執行のうち、是正改善が強く求められるもの

意見事項・・・組織及び運営の効率化、適正化等の観点から改善が必要なもの

## 5 令和7（2025）年度定期監査

### 1 定期監査

毎年1回以上、財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理について、各総合支所及び各部局を対象に監査するものです。（地方自治法第199条第1項・第4項）

### 2 監査の対象

各総合支所及び各部局が、令和6（2024）年度に執行した歳入歳出事務全般です。

### 3 監査の方法

(1)実施期間：令和7年4月4日～6月17日（前期）/令和7年8月28日～10月9日（後期）

#### (2)事情聴取・書面による監査

事務担当者から直接事情聴取し、個別の質疑を通して実態把握を行いました。

また、意思決定に関する起案文書、その他の歳入歳出に係る書類（収入関係書類、契約書、支出関係書類、報告書等）について監査を行いました。内容が不明なものについては、各課の担当者に説明や必要な書類の追加提出を求めました。

### 4 監査の結果

#### (1)指摘事項 前期13件/後期6件

契約締結日より前に業務が履行されていたもの、委託の検査が年度を越えて実施されていたもの、委託の履行確認が適正に行われていなかったもの、前渡金の清算が期限までに実施されていなかったものなどがありました。

#### (2)意見事項 前期4件/後期5件

一括契約とすべき案件が分割して契約されていたもの、請求書の請求者名が印刷されていたが押印を省略していたもの、備品を一般需用費で購入し備品登録もしていなかったもの、歳入科目を誤っていたものなどがありました。

#### (3)監査結果に対し講じる措置（フォローアップ）

指摘事項や意見事項があった各課は、その事項（監査結果）が発生した原因を追究するとともに、事務改善を行い、職員への注意喚起や情報共有等の措置を講じます。

その内容は、全庁で共有され区長等から監査委員に通知し、ホームページ等で公表します。



第22回港区観光フォトコンテスト  
2024入賞作品から

## 6 令和6（2024）年度各会計決算等審査等

### 1 各会計決算等審査

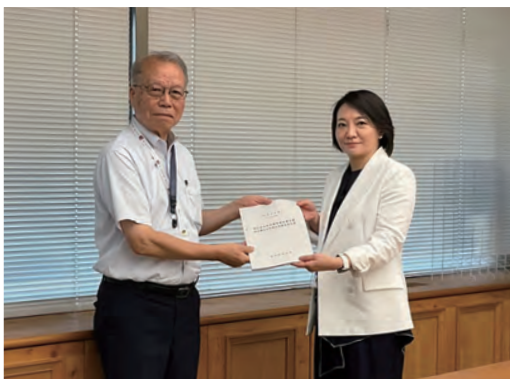
区長から提出された各会計歳入歳出決算及び基金運用状況を審査するものです。  
（地方自治法第233条第2項及び第241条第5項）

#### ●審査の結果（令和6年度港区各会計決算等審査意見書）

令和6年度一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療会計及び介護保険会計について、計数や関係帳簿等の確認の結果、適正に運営が図られたものと認められるとの意見を付し、区長へ提出しました。

歳入では、新たに導入された納付方法を積極的に周知するなどして特別区民税の収納率の更なる向上に努めること、「港区版ふるさと納税制度」の積極的な周知に努めること、債権管理の機能強化と適正な管理を一層進めること、国民健康保険事業会計における国民健康保険料の対調定収入率は、他の特別会計と比較して低率で推移していることから、引き続き収納率の向上に努めることなどの意見を述べました。

歳出では、地域経済の活性化を担う存在として期待されるスタートアップ企業への支援の充実、災害時避難行動要支援者の安否確認システムの実効性を高めること、妊娠、出産、子育て家庭やすべての世代の子どもに対する切れ目のない支援、ヤングケアラーへの支援、高齢者、障害者、外国人など誰もが安心して住み続けられるための取組の充実等を期待するなどの意見を述べました。



審査意見書の区長への提出



審査意見書の議会説明

### 2 健全化判断比率審査

区長から提出された健全化判断比率（地方自治体の財政状況の健全度を示す比率）及びその算定基礎となる書類を審査するものです。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

#### ●審査の結果（令和6年度港区健全化判断比率審査意見書）

健全化判断比率の算定基礎となる書類は適正に作成されており、計数等の数値は適正に算定されているものと認められることから、審査に付された健全化判断比率は、適正に作成されていると認められました。健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はないとの意見を付し、区長へ提出しました。

## 7 令和6（2024）年度内部統制評価報告書審査

### 1 内部統制評価報告書審査

区長から提出された内部統制評価報告書を審査するものです。  
（地方自治法第150条第5項）

#### ●審査の結果（令和6年度港区内部統制評価報告書審査意見書）

評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。なお、その他意見として、内部統制推進部局は不適正事務及び再発防止策を庁内で共有し、原因分析とチェック機能を強化することで制度の効果的な運用を図り、不適正事務の再発防止に努められたい、との意見を付し、区長へ提出しました。



審査意見書の区長への提出

## 8 令和6（2024）年度財政援助団体等監査

### 1 財政援助団体等監査

区が財政援助を行っている団体等について、出納その他の事務の執行が、補助金等の交付の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査するものです。  
（地方自治法第199条第7項）

### 2 監査の対象とした団体や指定管理者等の数

- (1)補助金の交付 4団体
- (2)公の施設の管理委託 10団体（36施設）

### 3 監査の方法

- (1)実施期間：令和6年10月10日～令和7年1月31日
- (2)事情聴取・書面による監査  
起案文書や契約書等の内容確認、実績報告に基づく履行状況の調査、質疑などを行いました。
- (3)実地による監査  
指定管理施設を管理する10団体については、現場での実地監査と確認を行うとともに、税理士による財務監査を実施しました。



財政援助団体等監査の実査の様子

### 4 監査の結果

一部に改善又は検討を要するものがありました。

### (1)指摘事項12件

区が承認する前に再委託先の業者と契約していたもの、補助金の申請書類に不備があったものなどがありました。

### (2)意見事項12件

団体から提出された事業計画書が指定された期日内に提出されていなかったもの、規定する様式に基づく文書が作成されていなかったものなどがありました。

### (3)監査結果に対し講じる措置（フォローアップ）

指摘事項や意見事項があった各課は、その事項（監査結果）が発生した原因を追究するとともに、事務改善を行い、職員への注意喚起や情報共有等の措置を講じます。

その内容は、全庁で共有され区長等から監査委員に通知し、ホームページ等で公表します。

## 9 令和6（2024）年度随時（工事）監査

### 1 随時監査

監査委員が定期監査のほかに必要があると認める場合に実施するもので、区では随時監査として工事監査を行っています。（地方自治法第199条第5項）

### 2 監査の対象

#### 建築工事

- ・（仮称）南青山二丁目公共施設新築工事及び同工事監理等業務委託

#### 土木工事

- ・五之橋架設工事（上部工）

### 3 監査の方法

(1) 実施期間：令和6年12月10日～令和7年1月24日

#### (2) 事情聴取・書面による監査

設計図書や監理書類、施工計画書・報告書の内容確認を行うとともに、工事会社等から事情説明を受け、工事監理や安全対策、仕様に沿った材料の使用等の適否について、建築士等による事前監査を実施しました。

#### (3) 実地による監査

令和7年1月14日に工事現場を確認するとともに、工事関係者から工事監理等に関する説明を受けました。

### 4 監査の結果

監査対象のいずれの工事についても、おおむね適正に施工、監理が行われており、特に指摘すべき事項はありませんでした。



随時（工事）監査の実査の様子

## 10 包括外部監査

### 1 包括外部監査

条例の規定により2年に1回実施しており、弁護士や公認会計士など外部の人材を活用して、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業、環境、学校教育及び観光振興などから特定のテーマを選んで監査しています。

### 2 令和6（2024）年度の包括外部監査

#### (1) 監査テーマ

「区政におけるガバナンス視点と内部統制の構築及び運用の状況について」

#### (2) 監査期間

令和6年5月27日から令和7年1月27日まで

#### (3) 監査の対象とした事務

- ①内部統制
- ②リスク情報の伝達
- ③ハラスメント
- ④サービス
- ⑤会計事務
- ⑥契約事務
- ⑦補助金事務

#### (4) 監査の指摘または意見（合計55件）

- ①内部統制（21件）
- ②リスク情報の伝達（9件）
- ③ハラスメント（4件）
- ④サービス（2件）
- ⑤会計事務（6件）
- ⑥契約事務（10件）
- ⑦補助金事務（3件）

### インフォメーション

監査結果は、港区ホームページと以下の場所で閲覧できます。

- 港区ホームページ <http://www.city.minato.tokyo.jp/>
- 閲覧できる場所(公報の置いてある場所)
  - ・港区役所3階区政資料室
  - ・区立図書館
  - ・各総合支所



## 令和6（2024）年度～令和7（2025）年度 港区の監査概要

令和8（2026）年1月発行

発行番号 2025160-8711

発行  
編集 港区監査事務局

港区芝公園一丁目5番25号  
電話03（3578）2111（代表）